平成２３年（フ）第４５７３号
大阪府吹田市原町２丁目22番２号
債務者　中島　章子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９６号
大阪府大東市朋来２丁目22番602号　大塚方
債務者　渡辺　照子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０１号
大阪府大東市南楠の里町13番６号　サウスエステート102号
債務者　日髙　隆子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０７号
大阪府四條畷市岡山１丁目６番４号
債務者　寺田　光晴
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１１号
大阪市旭区高殿２丁目19番35―1303号
債務者　上垣　初子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０号
長崎県西海市西彼町八木原郷1412番地４、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷271番地
債務者　井石真由美（旧姓橋村）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
足利市五十部町502番地１　第７陽光台ハウス102号、従前の住所群馬県桐生市広沢町２丁目3124番地
債務者　宗川　**英**子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８２号
栃木県足利市鹿島町318番地　ＴＳＵＲＵＧＡＩハイツⅢ203
債務者　藤田　貴之
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８３号
栃木県佐野市植下町1094番地　１号館101モンパレス、従前の住所栃木県佐野市植野町2007番地12
債務者　福地　光男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４３号
栃木県佐野市植野町2002番地　スカイハイツ205、前住所栃木県佐野市上台町2150番地１
債務者　石川　麻実（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後５時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６６号
栃木県足利市山下町1490番地　春日団地112―４、前住所群馬県太田市只上町1958番地１　サンパレス只上102号
債務者　長島ひろみ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７３号
栃木県足利市山川町63番地７
債務者　原　　徳子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後５時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４５９７号
大阪市平野区西脇２丁目６番12―701号
債務者　倉田　隆幸
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５０号
横浜市神奈川区六角橋１丁目18番３号　米山荘101号
債務者　森　むつ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３２号
横浜市旭区左近山171番地３　左近山団地５街区５棟505号
債務者　神保　啓子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０５号
横浜市港北区新吉田東７丁目15番14号　第５グリーンハイム101
債務者　一瀬　正信
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部